

10月2日(月)～10月6日(金) 国体期間中の窓口混雑解消にご協力を

10月2日(月)から10月6日(金)は、町職員の多くが国体運営に携わり役場に不在となります。そのため、窓口が混雑するなど、各種手続きに関して、町民の皆さんにご不便をおかけすることが予想されます。

本町で初めての国体開催にご理解いただき、右記期間外の窓口利用に、ご協力をよろしくお願ひします。

※国体の町開催競技の日程や会場などは、23ページで確認してください。

問 国体推進課総務企画係

☎ 985-4153



「ジェネリック医薬品」を知っていますか

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。品質や安全性についても国が審査をしています。

町でも、皆さんの薬代の負担や、国保から支払われる費用を抑えるため、価格が安いジェネリック医薬品の利用促進を行っています。

▼ジェネリック医薬品希望シール
7月下旬、新しい保険証と一緒にジェネリック医薬品希望シールを送付しました。保険証やお薬手帳に貼ることで、医師や薬剤師に利用希望を伝えることができます。

▼ジェネリック医薬品利用差額通知
ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、いくら安くなるか見込みの金額をお知らせしています(差額が百円以上となる人を対象)。

※ジェネリック医薬品の利用を強要するものではありません。利用を希望する人は、医師や薬剤師に相談してください。

問 保険課医療係

☎ 985-4107

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた人は、全額納めた時よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。この期間の保険料は、10年以内はさかのぼって納められます(追納)。

追納で将来の老齢基礎年金額が満額に近付きますが、3年度以上前の追納は加算額が上乘せされます。

▼申し込み方法 年金手帳か納付書(基礎年金番号が分かるもの)、印鑑(朱肉を使うもの)を持参し、左記窓口へお越しください。

問 松山西年金事務所国民年金課

☎ 925-5175

町民課住民係

☎ 985-4106

◆平成 29 年度中に追納する場合の額 ※古いものから納付

年度	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
19年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
20年度	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
21年度	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
22年度	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
23年度	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
24年度	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
25年度	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
26年度	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
27年度	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円
28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円

9月21日～30日は秋の全国交通安全運動 「第9回おたたさんで交通茶屋」を行います

- ▼日時 9月9日(土) 11時～
- ▼場所 エミフルMASAKI グリーンコート
- ▼内容 交通安全グッズ配布・啓発イベント、パトカー試乗など

問 町民課コミュニティ係

☎ 985-42288



正しく理解して適正な受療を 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

身近で気軽に利用できる整骨院や接骨院ですが、保険が使える場合が決まっています。医療費は、皆さんの大切な保険料から支払われています。かかり方を正しく理解し、適正な受療にご協力ください。

▼保険が使える場合

- ・急性の外傷性のけが「ねん挫、打撲、肉離れ、骨折や脱臼の応急手当」
- ▼保険が使えない場合(自己負担)
・疲労や年齢からくる肩こり、腰

痛や体調不良など

- ・スポーツでの筋肉疲労
- ・神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの病気が原因の痛み
- ・保険医療機関で治療中のもの

▼施術を受けるときは：

- ・領収書を必ず受け取りましょう。
- ・医療費通知の金額と日数を確認しましょう。

問 保険課医療係

☎ 985-4107

国保資格喪失後の受診に注意してください

就職などで職場の健康保険に入ると、国保の資格は喪失します。加入した健康保険の保険証の交付が遅れても、国保の保険証で受診しないでください。その場合、職場の健康保険が負担すべき医療費を町が立て替えることになるので、受診者とその費用を返還してもらいます(費用は職場の健康保険に請求できますが、手続きが必要です)。

▼職場の健康保険に加入したら：
速やかに国保資格喪失手続き(保険証の返還)をしてください。

手続きには、喪失する人全員の「新しく加入した健康保険証」「国保の保険証」、世帯主と喪失する人全員の「マイナンバーカード」と印鑑(朱肉を使うもの)が必要です。

▼保険証交付前に病院へ行くとき
勤務先などを通じ「健康保険被保険者資格証明書」を年金事務所が発行してもらってください。発行前に受診するときは、加入手続き中であることを必ず病院に伝えてください。

問 保険課医療係

☎ 985-4107

9月10日は「下水道の日」です



下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

▼松前町の下水道

平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

沿線の人は、下水への接続をお願いいたします。

▼下水道の役割

①さわやかな生活ができる
トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

②街がきれいになる
家庭などの汚水が下水管に流れるようになり、悪臭や蚊・ハエなどの害虫の発生を防ぎ街を清潔にします。

③川や海がきれいに

汚水が川や海などに直接流れず水質が保たれ、豊かな自然が守られます。

▼下水道を利用する皆さんへ

公共下水道に汚水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。

問 上下水道課業務係

☎ 985-4126

地籍調査成果の閲覧を行っています

平成28年度に地籍調査を行った「筒井・浜・東古泉の一部地区」と「南黒田の一部地区」の閲覧を行っています。

調査結果に基づいて作成した地図と簿冊に誤りなどがある場合は、閲覧期間内に申し出てください。

▼閲覧期間

開催中 9月15日(金)

9時～17時

※9月1日(金)は除きます。

▼場所 役場2階大会議室

問 産業課国土調査係

☎ 985-4127



保育所 認定こども園

●受付期間

10月10日(火)～10月31日(火)
8時30分～17時15分
(土・日を除く)



●入所資格 保護者が①～⑦のいずれかに該当していること。

- ① 保護者が働いている場合(休憩除く月64時間以上)
- ② 保護者が妊娠中または出産後間がない場合
(出産予定月とその前後2カ月ずつの最長5カ月)
- ③ 保護者が病気または心身に障がいがある場合
- ④ 保護者が長期にわたり、病気や心身に障がいがある親族を常に介護している場合
- ⑤ 震災、風水害、火災などの災害の復旧にあっている場合
- ⑥ 保護者が求職活動(起業の準備含む)を継続的に行っている場合(入所後2カ月の認定)
- ⑦ 保護者が就学(職業訓練校などの訓練含む)している場合 など

●入所対象児童と定員 (年齢は平成30年4月1日時点)

※ 定員に余裕がない時は、希望の施設に入所できない場合があります。

《町立保育所》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
松前ひまわり保育所※1	150人	6カ月～	～19時	北黒田	984-1068(～9月) 984-2511(10月～)
黒田保育所	60人	6カ月～	—	北黒田	984-1358
小富士保育所	60人	6カ月～	—	大溝	984-1161
二名保育所※2	90人	1歳児～	—	出作	984-1348
白鶴保育所※2	60人	1歳児～	—	上高柳	984-1088

※1 松前ひまわり保育所は、10月に運営を開始します。

※2 二名保育所と白鶴保育所の入所は、離乳食が完了していることが必要です。二名保育所は、今後閉園を検討しています。

《私立保育園》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
岡田保育園	50人	6カ月～	—	西高柳	984-2730

《私立 幼保連携型認定こども園(保育所部分)》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
エンゼル幼稚園	70人	6カ月～	～19時	西古泉	984-6411

《私立 地方裁量型認定こども園(保育機能部分)》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
コモドまさき園	39人	4カ月～	～19時	西古泉	985-1343

●申込先

【新規】 第1希望の施設で判断してください。

- ・町内の認定こども園の場合 入所希望の各施設
- ・上記以外の場合 福祉課保育幼稚園係

【継続】

- ・町内の各施設の場合 入所中の各施設
- ・上記以外の場合 福祉課保育幼稚園係

●提出書類

- ① 入所児童1人につき1枚の支給認定申請書
 - ② 入所要件家庭状況調査票
 - ③ 勤務証明書など、家庭で保育できない理由を証明するもの など
- ※ 書類は、9月下旬から福祉課や各保育所・園、認定こども園で配布を開始します。

●入所決定

入所申込者の優先順位を審査し、3月中旬までに審査結果を郵送します。

●利用者負担額(保育料)

保育所入所児童の父母など、扶養義務者の町民税の額によって決定します。

※ 平成29年1月1日に松前町に住所のない人は、29年度市町村民税課税(所得)証明書が必要です。

●問い合わせ

福祉課保育幼稚園係 ☎985-4116
各保育所・園、認定こども園



町立幼稚園・保育所・認定こども園(保育所籍) 入園(所)児童募集



遊びを通して共に生きる力と
豊かな人間性の基礎を
育んでいきます

●受付期間

9月1日(金)～15日(金)
8時30分～17時15分(土・日を除く)

●入園資格

町内に住所があり、在住している3歳児
(平成26年4月2日～27年4月1日生まれ)
※ 4、5歳児の入園希望者は、福祉課保育幼稚園係へお問い合わせください。

●定員

松前幼稚園 35人、古城幼稚園 35人
※ 現在3、4歳児のクラスに兄弟がいる場合は、優先して決定します。

●保育時間

・登園 8時30分～9時
・降園 日 12時、火～金 14時
※ 火～金は手作りのお弁当を持たせてください。
※ 保護者と一緒に通園してください(駐車場少し有)。

●申し込み方法

福祉課に「入園願(印鑑要)」を提出してください。書類は町ホームページからダウンロードできるほか、福祉課、各幼稚園にあります。内定後は、通園に必要な「支給認定証」発行のための手続きを行います。

●入園決定

10月上旬までに結果を送付します。定員を超えた場合のみ、9月下旬に抽選を行います。

●利用者負担額(幼稚園授業料)

6,000円(月額)
※ 町民税の所得割額(父母合算)が非課税の世帯などは、負担額が安くなる場合があります。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

●問い合わせ

福祉課保育幼稚園係 ☎985-4116
松前幼稚園(北黒田966番地2) ☎984-1456
古城幼稚園(筒井1387番地1) ☎984-2354

平成29年就業構造基本調査が行われます

10月1日を基準日として、全国で「就業構造基本調査」が行われます。

この調査は、国民の皆さんの就業・不就業の状態を把握することで、雇用政策をはじめ、各種政策に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

9月下旬ころから、調査員証を持った調査員が、無作為に選ばれた家庭に伺います。調査の趣旨にご理解いただき、回答をお願いします。調査で得た個人情報、調査の目的にのみ使用します。

財政課統計電算係

☎985-4101

飲食店を経営する皆さん

はだか麦認定店になりませんか

お店の料理に、はだか麦を使ってみませんか。新しいお菓子の開発や、いつものメニューにはだか麦をプラスするなど、松前町産のはだか麦を使ったメニューを販売する飲食店を募集中です。

認定された飲食店には、半年間、月3キログラムのはだか麦を提供します。ふるって応募してください。

▼**応募方法** 産業課に電話してお問い合わせください。

▼**締め切り** 9月29日(金)

▼**応募先・問い合わせ**

産業課商工水産観光係

☎985-4120



Masakicho Hadakamugi

現在、4店舗を認定中。認定店の詳細は、町のホームページか右のQRコードを読み込んでください。



9月20日から9月26日は動物愛護週間 ペットとの暮らし方を考えよう

【ペットを飼っている人】

ペットの飼い主は、ペットが健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにしていく責任があります。

下記に犬と猫の飼い方の注意点を記載しています。この機会に、ペットとの暮らし方を考えてみましょう。

町民課生活環境係

☎985-4117

【ペットを飼っていない人共通】

次の日程で動物愛護フェスティバルが開催されます。動物と触れ合える機会ですので、ぜひ参加してください。

▼**日時** 11月18日(土) 10時～

▼**場所** ひめぎんグラウンド

(松山市恵原町592番地)
※雨天時は松山市保健所(松山市萱町6丁目30番地5)

▼**催し物** 動物ふれあいコーナー、アジリティー実演・体験、動物×クイズ、写真コンクール優秀作品展示、地域猫活動のPRなど

動物愛護フェスティバル
2017事務局(松山市保健所生活衛生課)

☎911-1862



犬を飼うときは

- ・鳴き声が他人の迷惑にならないようにしましょう
ほえる場合は、その原因から対処することが大切です。しつけの本を読んだり、訓練士などに相談したりして対処しましょう。
- ・ふん尿の始末は必ず行いましょう
県の条例で、排泄物の処理は飼い主の責任と定められています。
- ・屋外では、リードをつけましょう
犬を制御できる人がリードを持ち、飛び出しや噛みつき事故を防ぎましょう。



猫を飼うときは

- ・室内で飼いましょう
交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守るため、室内で飼いましょう。
- ・首輪や迷子札をつけましょう
室内で飼っていても、窓やドアから逃げてしまうことがあるので、つけておきましょう。
- ・不妊去勢手術をして飼いましょう
飼い主の知らない間に子猫が生まれないよう、望まない場合は手術をしておきましょう。
- ・健康管理に気を付けましょう
感染症予防のためのワクチン接種と、ノミやダニの予防や駆除を行っておきましょう。

金婚式を迎えるご夫婦のお祝いを、平成30年4月の各校区の老人クラブ総会に併せて行います。町内在住で結婚50年目(昭和43年中に結婚)のご夫婦は、下記に連絡してください。

- 松前校区会長 重川 源 ☎984-2208
- 北伊予校区会長 眞部 哲哉 ☎984-1500
- 岡田校区会長 平井 屯 ☎984-3128
- 健康課地域包括支援センター係 ☎985-4205



お祝いします 結婚50年目 のご夫婦

産業まつり たわわ祭 出店者募集

町の産業の魅力を多くの人に知ってもらえることができる絶好の機会です。ぜひ応募してください。

- ▶**日時** 11月11日(土)、12日(日) 9時～16時
- ▶**場所** まさき村店舗前駐車場(エミフルMASAKI敷地内)
- ▶**資格** 11月11、12の両日も参加できる町内の企業、組合、個人事業者か町内で活動する公共性のある団体
※ 宗教的・政治的活動団体は除きます。
- ▶**出店内容** 特産品などの展示販売、飲食などの実演販売、企業展示・PR、団体によるバザーなど
- ▶**申し込み方法** 申込書に必要事項を記入し、窓口へ提出するか郵送、メール、FAXで申し込みください。
※ 申込書は、産業課と商工会の窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。



- ▶**締め切り** 9月27日(金)
- ▶**申込先・問い合わせ**
- ・産業課商工水産観光係
〒791-3192 松前町大字筒井631番地
☎985-4120 FAX 985-4147
メール 212syoko@town.masaki.ehime.jp
- ・松前町商工会
〒791-3110 松前町大字浜809番地1
☎984-1427 FAX 985-0913
メール info@masakisci.or.jp